

兵庫県将来構想研究会設置要綱

(設置)

第1条 21世紀兵庫長期ビジョンに代わる兵庫県の新しい将来ビジョン（以下「新ビジョン」という。）の策定に向けた基礎的研究を行うため、兵庫県将来構想研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人口の減少と偏在化、県民の価値観や生活様式の変化、科学技術の進展など新ビジョンの前提となる社会潮流の調査研究
- (2) 新ビジョンの元となる将来構想試案の作成
- (3) その他新ビジョンの策定に必要な事項の検討

(組織)

第3条 研究会は、別表に定める委員で組織する。

(座長)

第4条 研究会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 研究会の会議は、座長が招集する。ただし、初回の会議は、政策創生部長が招集する。

- 2 座長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他やむを得ない理由により会議を開催できないと座長が認める場合、座長は個別に委員の意見を聴取し、会議の開催とすることができる。

(謝金)

第6条 委員及び第5条第2項に定める者が、研究会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員及び第5条第2項に定める者が、研究会の職務に従事するため旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(事務)

第8条 研究会の事務は、企画県民部ビジョン局ビジョン課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月20日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

氏 名	所 属 ・ 役 職
阿部 真大	甲南大学文学部教授
石川 路子	甲南大学経済学部教授
大平 和弘	兵庫県立大学自然・環境科学研究所講師
織田澤 利守	神戸大学大学院工学研究科准教授
加藤 恵正	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
笹嶋 宗彦	兵庫県立大学社会情報学部准教授
永田 夏来	兵庫教育大学大学院学校教育研究科講師
中塚 雅也	神戸大学大学院農学研究科准教授
服部 泰宏	神戸大学大学院経営学研究科准教授